

北広島市市民協働推進会議設置条例の改正について

1 北広島市市民協働推進会議について

本会議は、公益活動団体と市との協働について、市民の視点に立ってその客観性、透明性及び実効性の確保を図り、もってその発展に資するために設置するもので、協働の実効性の評価や協働に関する指針及び制度、協働に関して市が実施する事業についての調査審議を所掌事務としている。

2 改正内容

(1) 委員定数について【第4条第1項】

委員定数については、その所掌事務が協働の実効性評価や制度等の調査審議に及び、協働事業提案制度・公益活動事業補助金といった協働事業にかかる審査等も担うため、円滑に意見交換・集約できる体制として比較的少人数の5人としてきたが、取扱う分野は多方面に及び地域課題も多様化していることから、多様な人材による幅広い視点からの審議や審査を行うため、また市民参加の機会を拡充するため、委員定数を2人増員し7人とする。

(2) 再任について【第4条第4項】

本条例では、委員任期は1期あたり2年で再任を1回に限るとしている。委員の選任は公募を基本としており、広く市民の参加を促す一方で、審査等を行うにあたっては、委員として蓄積した市民協働に関する知識や経験も有用であり、意欲のある方には2期に留まらず継続して委員としてその知見を発揮していただくことが、会議の実効性を高めるものであると考えることから、再任については、別途定める上限を通算して10年を基本とする市の取扱いに基づき運用することとする。

(3) 施行日について

令和7年1月1日（予定）

北広島市市民協働推進会議設置条例の一部を改正する条例（案）

北広島市市民協働推進会議設置条例（平成20年北広島市条例第28号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(組織) 第4条 推進会議は、委員 <u>7人</u> 以内で組織する。 2及び3 略 4 委員は、再任されることができる。	(組織) 第4条 推進会議は、委員 <u>5人</u> 以内で組織する。 2及び3 略 4 委員は、 <u>1回に限り</u> 再任されることができる。

附 則

この条例は、令和7年1月1日から施行する。